

浜松市総合産業展示館に係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この基準は、浜松市総合産業展示館条例(昭和46年浜松市条例第19号。以下「条例」という。)に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、条例及び浜松市総合産業展示館条例施行規則(昭和46年浜松市規則第43号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(利用の許可に係る審査基準)

第3条 条例第5条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 利用の申請が他の利用と競合する場合
- (2) 利用の申請が他の利用に不利益を与えると認める場合
- (3) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合その他施設の機能によっては申請者の利用目的を達成することができないと認める場合
- (4) 工事その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
- (5) 条例第6条の規定に基づき利用を制限する場合

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第4条 条例第7条第1項第1号に規定する「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 条例第8条第1項の規定に違反して使用料を納付しない場合
- (2) 条例第5条に規程する許可を受けた者が、利用の権利を譲渡し、又は転貸した場合
- (3) 規則第9条各号に規定する遵守事項に違反した場合
- (4) 規則第10条の規定による職員の入室を拒んだ場合

2 条例第6条第3号に規定する「管理上支障があるとき」とは、第3条第1項第4号に規定する場合をいう。

(利用料金の後納に係る審査基準)

第5条 条例第8条第1項ただし書きの「指定管理者が特別の理由があると認めるとき」とは、国、県、市が主催者である場合等をいう。

2 前項により後納を希望するときは、別に定める「展示館使用料後納願」を提出し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金の減免に係る審査基準)

第6条 条例第9条、「その他特別の理由があると認める場合」とは、浜松市が主催者である場合等とし、その減額の割合は5割とする。

2 前項の規定は、次に掲げる利用料金については、適用しない。

(1) 条例別表の1の備考の2及び同表の3の備考の1に規定する場合の利用料金

(2) 条例別表の1の備考の3、同表の3の備考の2及び同表の4の備考の2に規定する電気及び水道の利用料金

(3) 条例別表の5に規定する冷暖房装置の利用料金

(4) 条例別表の6に規定する備付物品の利用料金

条例第6条の規定に基づき利用を制限する場合

3 前項により減免を希望するときは、別に定める「展示館使用料減免申請書」を提出し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金の還付に係る審査基準)

第7条 条例第10条ただし書き、規則第8条第1項第2号に規定する「市長が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 天災、事故等の不可抗力により、利用が困難となった場合、またはそれらの危険が予見される場合

(2) 条例第7条第1項第5号により、利用許可を取り消された場合

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年 月 日

浜松市長 鈴木康友 様

(指定管理者) ヤタロー・共同グループ

代表者 株式会社ヤタロー

代表取締役 中村 伸宏

(署名又は記名押印をしてください)

審査基準及び処分基準承認申請書

施設の運営にあたり、施設利用者からの申請に対する審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図ってまいりますので、添付書類の「浜松市総合産業展示館に係る審査基準及び処分基準」をご承認ください。